

# 岐阜聾学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然に防止に努め、早期発見、早期対応並びに重大事態の対処を行う。

### (2) いじめの具体的な態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど。

### (3) 基本理念

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を、幼児児童生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、幼児児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導や支援を行う。
- ・幼児児童生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築き、お互いが高め合える組織を目指す。

## 2 いじめ防止のための取組

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## (1) いじめ防止のための組織の名称及び構成員

[組織の名称]

「岐阜聾学校いじめ防止等委員会」

[組織の構成員]

### ・学校関係者

#### <未然防止の組織>

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、保健主事  
特別支援教育コーディネーター、生徒指導部生徒支援相談係、養護教諭

#### <早期対応の組織>

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、保健主事  
特別支援教育コーディネーター、生徒指導部生徒支援相談係、養護教諭、担任  
その他関係職員（部活動顧問、寄宿舎指導員等）

### ・第三者（臨床心理士、保護者代表、地域代表、社会福祉士）

## (2) 役割

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として、いじめ防止等委員会を組織する。
- ・年2回（5月と2月）いじめ防止等委員会を開催し、学校がいじめ防止に対する取組について、第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

## (3) 具体的な取組

### 【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての幼児児童生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・幼児児童生徒の豊かな情操や道徳性を養う活動を推進する。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・すべての幼児児童生徒が活躍できるように行事や体験活動を充実させ、自己有用感を感じられるような場面を設定する。
- ・保護者との連絡を密に取り、家庭での様子を把握したり、いじめ防止に関する働きかけをしたりするとともに、地域の方とも連携できる体制を整える。

### 【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、幼児児童生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・県のいじめ実態調査に合わせて、年3回（7月・12月・3月）の「いじめに関する調査」（学校生活に関するアンケートや担任による聞き取り調査等）を実施し状況を把握する。
- ・いじめ相談に対応できるように、教育相談体制を整える。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・スクールカウンセラーや外部機関（警察・子ども相談センター等）との連携を図る。
- ・ともだち会・生徒会活動を通じて、いじめの問題について理解を深め、いじめ問題に対して、自ら行動できるように働きかける。
- ・MSリーダーズ活動や委員会活動等を通じて、社会貢献活動に取り組むことにより、社会の一員としての自覚を醸成する。

- ・人権教育の推進に努め、幼児児童生徒が自分の気持ちを表現し、相手の気持ちを考え、他人を思いやる心を育てる。

#### 【教務部】

- ・幼児児童生徒が快適に学習に取り組める教育環境を整え、個に応じた指導を充実するために、教育課程の編成や個別の指導計画の作成及び改善に努める。
- ・学習の基盤である授業における学習規律や家庭学習の定着等を図り、基本的な学習態度を養う。

#### 【研修部】

- ・全校研究を推進し、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた問題解決的な学習内容の充実を図る。
- ・研修会の案内の周知や役立つ文献の紹介等の情報発信に努める。
- ・道徳教育の推進に努め、幼児児童生徒の道徳的価値の自覚を深め、自分も他人も大切にしようとする気持ちを育てる。

#### 【健康安全部】

- ・心身の健康や命の大切さについて理解を深め、健康で安全な生活を営む態度や、実践力を育てる。

#### 【進路指導部】

- ・幼小中高一貫したキャリア教育の研究や推進を行い、自分の進路に夢や希望をもち、自己実現に向けた意識を育てる。

#### 【支援相談部】

- ・幼児児童生徒やその保護者の要望に応じ、必要な支援を得るための情報提供等を行う。また、必要に応じて関係諸機関との連携を図る。

#### 【渉外部】

- ・PTA活動等を通して、職員と保護者との相互理解を深め、信頼関係のもと連携できる関係づくりに努める。

#### 【寄宿舍教育部】

- ・明るく和やかな雰囲気の中で規律ある集団生活を送り、お互いを尊重し、心豊かな人間性が育める寄宿舍運営に努める。

#### (4) 年間計画

月	行事「取組内容」		
	幼児児童生徒対象	教職員等対象	保護者等対象
4	自己紹介票づくり 新入生オリエンテーション 部集会 「いじめ防止に関する講話等」	「いじめ防止基本方針」の周知と 確認（職員会議） 第1回人権教育推進委員会	
5	第1回生徒支援週間 「生徒理解のための個別面談」	◎第1回いじめ防止等委員会 「今年度のいじめ防止にむけた 取組内容についての検討」	PTA総会・部懇談 「いじめ防止の取組内容の 説明」 第1回個人懇談 「学校・家庭の情報交換等」

7	第1回学校生活に関する調査 「学校生活に関するアンケートの実施、個別面談」	○第1回いじめに関する調査 ※県へ報告	第2回個人懇談 「学校・家庭の情報交換等」
9	ひびきあいの日『地域クリーン大作戦』 地域の人々の協力を得て本校の幼児児童生徒と保護者、教職員が一緒に行う地域の清掃活動		
12	第2回学校生活に関する調査 「学校生活に関するアンケートの実施、個別面談」	「人権教育」研修会 「人権意識を高める研修」 ○第2回いじめに関する調査 ※県へ報告	第3回個人懇談 「学校・家庭の情報交換等」
1	第2回生徒支援週間 「生徒理解のための個別面談」	第2回人権教育推進委員会	
2		◎第2回いじめ防止等委員会 「今年度の取組についての反省と来年度に向けて」	第4回個人懇談 「学校・家庭の情報交換等」
3	第3回学校生活に関する調査 「学校生活に関するアンケートの実施、個別面談」	○第3回いじめに関する調査 ※県へ報告 「いじめ防止基本方針」の見直し	

※小学部における「児童理解のための個別面談」は、必要に応じて担任等が随時実施する。

※毎月、職員チェックシートを実施する。

※必要に応じて、ケース会議を実施する。

※毎月の部会において、部内の幼児児童生徒理解の時間を設ける。

※必要に応じて職員会議等で、全校での幼児児童生徒理解（情報共有）の時間を設ける。

### 3 いじめ問題発生時の対処

#### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じることがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

[組織対応]

- ・ いじめ防止・対策組織（いじめ防止等委員会）による対応

※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[対応内容]

- ・ 「いじめを受けた」か「いじめを行った」か、事実関係の把握（複数の教員が関係児童生徒等から個別に聞き取る）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・ 判断材料が不足しているときは、更に調査
- ・ いじめを受けた児童生徒等に対する相談及び支援（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ いじめを受けた児童生徒等の保護者に対する相談及び支援
- ・ いじめを行った児童生徒等に対する指導（生育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ いじめを行った児童生徒等の保護者への助言
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 県教委への連絡と経過報告（校長が責任をもって県教委に報告）
- ・ 経過の見守り（当該児童生徒等に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解決とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではないことを理解し、児童生徒等の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解決となる。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応内容]

- ・ 県教委へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・ 児童生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### [学校主体による調査組織の編成]

- ・いじめ防止・対策組織（いじめ防止等対策委員会）に、さらに必要な第三者を加えることができる。
  - ※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
  - ※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

#### [学校主体による調査における注意事項]

- ・県教委と連絡を取り指示を仰ぐ。
- ・児童生徒等のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・児童生徒等への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒等や保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

## 4 情報等の取扱い

### (1) 個人調査データについて

児童生徒等の個人調査データ（いじめ調査、迷惑調査等）は、児童生徒等の在籍期間内は必ず保管する。

### (2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、児童生徒等の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、積極的に生徒指導等に利用する。

平成26年4月 策定

平成27年4月 一部改正

平成28年4月 一部改正